

東近江市能登川博物館レンタルギャラリー利用要項

この要項は、能登川博物館（以下、本施設）における体験学習室でのレンタルギャラリー利用について定めるものである。

1 利用期間及び利用時間

レンタルギャラリーの利用期間は、1回につき連続する3週間（休館日を含む。）とする。利用期間には、展示物の搬入及び搬出に要する時間も含むものとする。

（別表カレンダー参照）

利用時間は、開館日の午前10時から午後6時までとする。

2 利用料

利用料は無料とする。

3 利用許可の条件

(1) 本施設での展示は、東近江市に関連する歴史、民俗、自然等に関すること、また生涯学習及び文化の発展に資する内容（創作活動及び研究発表等）であること。

(2) 内容が次のいずれにも該当しないこと。

- ① 特定の宗教・政治団体の活動を目的としたもの
- ② 利用期間中の勧誘及び物品販売等の営利行為
- ③ 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れのあるもの
- ④ 本施設の近隣住民の迷惑となる行為
- ⑤ 飲食物の持ち込み及び飲食
- ⑥ 市税滞納者
- ⑦ 二次創作作品や既製品の展示
- ⑧ 著作権、肖像権を侵害する展示
- ⑨ その他、本施設の管理運営に支障のある行為

(3) 退去時は原状に復すること。

(4) 未成年の場合は、保護者が申請すること。

4 申込から利用決定まで

(1) 募集告知

利用年度の前年11月に、東近江市博物館総合サイト及び募集チラシにて、当該年度（4月～3月）のスケジュールを告知する。

(2) 受付期間

利用年度の前年11月から12月下旬までを応募受付期間とする。

(3) 提出書類

- ア 応募用紙
- イ レンタルギャラリー利用申請書（様式第 1 号）
- ウ チェックリスト（様式第 2 号）
- エ 貸出物品一覧（様式第 3 号）

(4) 選出方法

応募多数の期間は、抽選により決定する。

(5) 結果通知

1 月中旬、申込者全員に郵送で通知する。なお、利用希望のない期間（空き枠）は東近江市博物館総合サイトに掲載し、随時受付ける。

(6) 説明会

結果通知の受け取り後、展示責任者は現地で実施する説明会に必ず 1 回参加すること。

5 レンタルギャラリースペースの利用

(1) 利用できる範囲は、「施設平面図」で提示した範囲とする。

- ア 展示壁への展示方法は、ワイヤー吊り、細釘止め、タッカー止めとする。本施設指定の物品を使用すること。
- イ 貸与可能な物品（別紙「貸出物品一覧」参照）
展示ワイヤー、フック、パーテーションボード、長机 等
搬入及び搬出時には、台車、脚立、掃除用具等の貸出し有り。

6 展示作業の実施

- (1) 搬入、展示設営、搬出は、全て利用者が行うこと。
- (2) レンタルギャラリーの利用期間中の管理は利用者の責任とし、破損、盗難等いかなる事故が生じても、本施設は一切の責任を負わないものとする。
- (3) 搬入、展示設営は、利用初日の午前 10 時から午後 6 時までの間に、展示責任者が立会いの下で行うこと。
- (4) 展示撤去、搬出は、利用最終日の午前 10 時から午後 6 時までに完了すること。また、搬出後は清掃を行い、退出前に本施設職員の確認を受けること。
- (5) 退出の際、貴重品は持ち帰ること。
- (6) 施設又は物品等に、破損又は汚損等が生じた場合は、速やかに本施設職員に報告し、その指示に従うこと。

7 利用の停止及び取り消し

展示に関して次の行為を禁止する。加えて本施設の指示に反したり、禁止行為の

あった利用者に対しては、利用期間中であっても利用許可を取り消し、又は利用を停止し、次回以降の利用を許可しない場合がある。

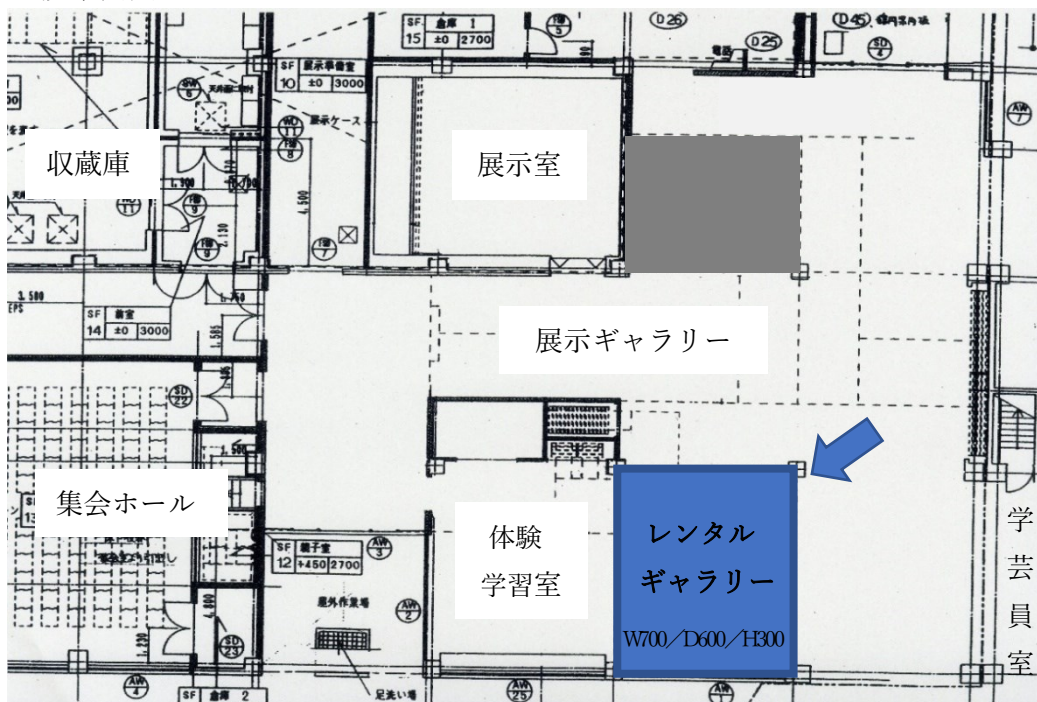
(禁止行為)

- (1) 動物及び生花等の持ち込み、本施設内に虫害や汚損の影響を及ぼすとみられる展示物の搬入。
- (2) 利用許可の条件を満たさない活動を行うこと。及び各種宣伝、営業活動を含む広告物、その他これに類するものを掲示し、又は設置すること。
- (3) 申請した内容と異なる利用をすること。申請内容に変更が生じた場合は、速やかに本施設職員へ申し出ること。

8 その他

- (1) 利用者が希望する場合は、レンタルギャラリースペース内、体験学習室及び集会ホール等を利用したワークショップ等の開催が可能。申請時に申し出ること。ただし、会場が利用可能な場合に限る。
- (2) 新聞や雑誌等に告知を掲載した場合は、本施設へ報告すること。

9 施設平面図



10 展示会場

東近江市能登川博物館

〒521-1225 滋賀県東近江市山路町 2225

電話 0748-42-6761 I P 電話 050-5801-6761

11 問合せ・申込み

東近江市文化スポーツ部 博物館振興課

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町 10 番 5 号（東庁舎）

電話 0748-24-5574 I P 電話 050-5801-0525 F A X 0748-24-5571

メール hakubutsukan@city.higashiomi.lg.jp

附則

この要項は、令和 6 年 11 月 1 日より施行する。

改正規定は、令和 7 年 11 月 1 日より施行する。

改正規定は、令和 8 年 11 月 1 日より施行する。